

○前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(令 7 条例 1 8 ・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。
- (3) 土砂等埋立等区域 土砂等による埋立て等を行う区域をいう。
- (4) 特定事業 土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であつて、当該土砂等埋立等区域の面積が 1 , 0 0 0 平方メートル以上であるものをいう。
- (5) 特定事業区域 特定事業の用に供する区域をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、土砂等による埋立て等に起因する土壌の汚染を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂等による埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(令 7 条例 1 8 ・一部改正)

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第 4 条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等による埋立て等を行ってはならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者は、土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の

保全に配慮しなければならない。

(令 7 条例 18 ・ 一部改正)

(土砂等を排出する者等の責務)

第 5 条 土砂等を排出する者は、当該土砂等が土壌の汚染を生じさせるおそれがある場合には、当該土砂等による汚染の拡散を防止するよう努めなければならない。

2 土砂等を排出する者は、当該土砂等による埋立て等が行われる場合には、適正な埋立て等が行われるよう、当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

3 土砂等による埋立て等を行う者に対して、その所有する土地を提供しようとする者は、当該埋立て等に起因する土壌の汚染のおそれがないことを確認し、そのおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(令 7 条例 18 ・ 一部改正)

(土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の規制)

第 6 条 何人も、埋立て等を行うための土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない。

2 土壌基準は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、市規則で定める。

3 市長は、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等が行われたことを確認したときは、速やかに当該土砂等埋立等区域の周辺の地域の住民に情報を提供するとともに、当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等を行うことを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該埋立て等を行った土砂等（当該埋立て等により土壌基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(特定事業に係る土砂等の搬入計画の届出)

第 7 条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、土砂等の搬入を開始し

ようとする日の３０日前までに、市長に土砂等の搬入の計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (2) 国、地方公共団体その他市規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（国等が委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって市規則で定めるもの
- (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定めるもの

２ 前項の規定により届出をしようとする者は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (5) 特定事業を行う期間
- (6) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- (7) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

３ 前項の届出書には、特定事業区域の位置を示す図面その他の市規則で定める書類を添付しなければならない。

（令７条例１８・旧第８条繰上・一部改正）

（土砂等の搬入計画の変更の届出）

第８条 前条第１項の搬入計画の届出をした者（以下「届出者」という。）は、同条第２項第１号から第７号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の１０日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、届出者について相続、合併又は分割があった

ことにより同項第 1 号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、当該相続、合併又は分割があった日から 30 日以内に届け出るものとする。

(令 7 条例 18・追加)

(土砂等の搬入の事前届出等)

第 9 条 届出者（前条の規定により変更の届出をした場合においては、当該変更の届出をした者。以下同じ。）は、特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は市規則で定める土砂等の量を超えるごとに、市規則で定めるところにより、搬入しようとする日の 10 日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が市規則で定める基準に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、市規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。
- (2) 当該土砂等が、市規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で市規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 市長は、届出者が搬入しようとする土砂等の性状が市規則で定める基準に適合しないと認める場合であって、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該届出者に対し、当該土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(令 7 条例 18・旧第 11 条繰上・一部改正)

(特定事業の完了等の届出)

第 10 条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところ

により、当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 届出に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から 10 日以内

(2) 休止した特定事業を再開しようとするとき 再開する日の 10 日前

(令 7 条例 18・旧第 12 条繰上・一部改正)

(土砂等の検査等)

第 11 条 届出者は、当該特定事業区域内の土砂等の検査（特定事業区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。）を市規則で定めるところにより実施し、その結果を市規則で定める日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、届出者は、当該特定事業区域内に土壌基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(令 7 条例 18・旧第 16 条繰上・一部改正)

(書類の備置き等)

第 12 条 届出者は、搬入計画を届け出た日から当該届出に係る特定事業を完了し、又は廃止する日までの間、市規則で定めるところにより、第 7 条第 2 項の規定により提出した届出書（第 8 条の規定により変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他市規則で定める書類及び図面を当該特定事業区域又は届出者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該特定事業に関し生活環境の保全について関係を有する者の求めに応じ、これらを閲覧させなければならない。

2 届出者は、特定事業を完了し、又は廃止した日から 5 年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

(令 7 条例 18・旧第 17 条繰上・一部改正)

(改善命令等)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出者に対し、期限を定めて当該特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 届出者が第 9 条第 1 項の規定に違反して、土砂等の搬入に係る届出をしていないと認めるとき。

- (2) 届出者が第 11 条第 1 項の規定に違反して、土砂等の検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第 2 項の規定に違反して、報告をしなかったと認めるとき。
- (3) 届出者が第 12 条第 1 項の規定に違反して、同項に規定する書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (4) 第 15 条第 1 項の規定により報告を求められた者が、同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (5) 第 15 条第 2 項の規定により検査又は質問を求められた者が、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(令 7 条例 18・旧第 19 条繰上・一部改正)

(協力要請)

第 14 条 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は特定事業区域の土地の所有者その他土砂等による埋立て等に関係する者（次条において「排出者等」という。）に対し、必要な協力を要請することができる。

(令 7 条例 18・旧第 22 条繰上・一部改正)

(報告の徴収及び立入検査等)

第 15 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者又は排出者等に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域、特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者若しくは排出者等の事務所、事業所、車両、船舶その他の場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を収去させ、又は土砂等による埋立て等を行う者若しくは排出者等に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令 7 条例 1 8 ・旧第 2 3 条繰上 ・一部改正)

(関係行政機関への照会等)

第 1 6 条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

(令 7 条例 1 8 ・旧第 2 4 条繰上)

(委任)

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(令 7 条例 1 8 ・旧第 2 6 条繰上)

(罰則)

第 1 8 条 第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定による命令に違反した者は、2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

(令 7 条例 1 8 ・旧第 2 7 条繰上 ・一部改正)

第 1 9 条 第 9 条第 3 項又は第 1 3 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

(令 7 条例 1 8 ・旧第 2 8 条繰上 ・一部改正)

第 2 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項、第 8 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 1 5 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第 1 5 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(令 7 条例 1 8 ・旧第 2 9 条繰上 ・一部改正)

第 2 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 1 0 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 1 2 条第 2 項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

(令 7 条例 1 8 ・旧第 3 0 条繰上 ・一部改正)

(両罰規定)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 4 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令 7 条例 18・旧第 31 条繰上)

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 25 年群馬県条例第 47 号）第 8 条第 1 項の規定による群馬県知事の許可の申請をしている者又は同項の許可を受けている者がした当該申請又は当該許可に係る土砂等による埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に土砂等による埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して 3 月間（その期間内に第 8 条第 1 項の規定による許可の申請をしたときは、その申請に対する処分がされるまでの間）は、同項の許可を受けないで、土砂等による埋立て等を行うことができる。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（特定事業の許可等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（附則第 4 項において「施行日」という。）前にされた第 1 条の規定による改正前の前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の土砂条例」という。）第 8 条第 1 項の規定による許可又は第 10 条第 1 項の規定による変更の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更の許可をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の土砂条例第 8 条第 1 項の規定による許可若しくは第 10 条第 1 項の規定による変更の許可を受けて行われている特定事業又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の土砂条例第 8 条第 1 項の規定による許可若しくは第 10 条第 1 項の規定による変更の許可を受けて行われる特定事業については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に改正前の土砂条例第8条第1項の規定による許可又は第10条第1項の規定による変更の許可を受け、施行日前に完了し、廃止し、又は休止した特定事業については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

7 第2条の規定の施行後にした行為に対して、附則第5項又は他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。